

令和7年度岡山県市民後見人養成講座（津山会場）実施要領

1 事業の目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。

そこで、県北部の市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化する取り組みを援助することを目的として、市民後見人として活動することができる者に成年後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を習得できる研修を実施する。

2 業務の内容

委託する業務は次のとおりとし、疑義が生じた場合は県と協議を行い、県の指示を受けるものとする。

(1) 事前準備

① 研修の実施についての広報

- ・ 広報用チラシを作成し、配布すること。
- ・ その他適切な方法で研修開催について周知すること。

② 研修に必要な講師を確保すること。

③ テキストの作成

- ・ 講師から講義資料を取り寄せ、研修テキストを作成すること。

④ 研修会場の確保

- ・ 津山市内を基本として選定すること。

(2) 研修の実施

① 受講者募集

② 受講者選定及び受講可否通知発行

③ 受講者名簿作成

④ 出欠の確認

- ・ 研修時に受講者に出席簿に押印させ、毎回出欠を確認すること。
- ・ 遅刻、早退、欠席者の取り扱いは、県の指示によること。

⑤ 研修の実施

- ・美作県民局管内の住民を主な研修対象とするが、他の岡山県北地域をはじめとする住民の参加も認めるものとする。
- ・研修は受託者において、令和5年4月26日付け、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」により示された基本カリキュラムに沿って実施し、研修期間は7日間とする。

⑥ 研修初日の受付時にテキスト代自己負担金の徴収を行うこと。

⑦ 講義を動画で録画し、保存しておくこと。

(3) 研修修了後の報告

- ① 全日程が終了した後、修了者名簿データ（一部受講の者を含む。）、収支精算書を含む委託業務実施報告書を作成し長寿社会課に速やかに提出すること。
- ② 全課程出席者に対して修了証を配付すること。（修了証は県が作成する。）
- ③ 関連経費を支出し、適切な経理処理に努めること。
- ④ 研修修了者の市民後見人候補者登録状況、受任状況の把握に努めること。

3 募集人数

募集定員は50名とする。

応募人数が50名を超える場合は長寿社会課と協議のうえ、受講の可否を決定する。

4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

5 その他

- ・委託業務の実施にあたり、必要な事項について協議調整に応じること。
- ・委託料の確定額は、上記2（3）①で提出する収支精算書に記載された実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- ・委託料の支払は精算払とする。